

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 17 日 (火) 第 702 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 職 員 扶 養 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1

- 鹿 児 島 県 職 員 の 在 宅 勤 務 等 手 当 支 給 規 則 (※) (人事課取扱い) 2

告 示

- 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 委 員 設 置 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) (薬務課取扱い) 3

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 3

規 則

鹿 児 島 県 職 員 扶 養 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 14 号

鹿 児 島 県 職 員 扶 養 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 扶 養 手 当 支 給 規 則 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 規 則 第 38 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 2 項 第 2 号 中 「 以 上 」 の 次 に 「 (満 18 歳 に 達 す る 日 後 の 最 初 の 4 月 1 日 か ら 満 22 歳 に 達 す る 日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 ま で の 間 に あ る 者 に あ つ て は , 年 額 150 万 円 以 上) 」 を 加 え る。

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 17 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 15 号

鹿 児 島 県 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 地 勤 務 手 当 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 46 年 鹿 児 島 県 規 則 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 6 条 第 1 項 第 2 号 中 「 地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 22 条 の 4 第 1 項 又 は 第 22 条 の 5 第 1 項 若 し く は 第 2 項 の 規 定 に よ る 採 用 を さ れ , か つ , 当 該 採 用 の 日 」 を 「 新 た に 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 と な つ た 者 で , 新 た に 給 料 表 の 適 用 を 受 け る こ と と な つ た 日 (以 下 こ の 条 に お い て 「 適 用 日 」 と い う 。) 」 に , 「 採 用 の 日 前 」 を 「 適 用 日 前 」 に , 「 し , 当 該 異 動 」 を 「 し た こ と 又 は 新 た に 給 料 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 と な つ て 当 該 公 署 に 在 勤 す る こ と と な つ た こ と 」 に 改 め , 同 条 第 2 項 第 2 号 中 「 当 該 職 員 が 同 号 の 採 用 の 日 」 を 「 適 用 日 」 に , 「 条 例 第 5

条第14項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項中「改正後の規則」を「鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則」に、「整備条例」を「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第27号。以下この項において「整備条例」という。）」に改め、「した日」の次に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を、「である」の次に「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第 5 条第14項に規定する」を、「及び」の次に「整備条例附則第 7 条に規定する」を加え、同項を附則第 2 項とする。

.....

鹿児島県職員の在宅勤務等手当支給規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第16号

鹿児島県職員在宅勤務等手当支給規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「給与条例」という。）第11条の 3 の規定に基づき、同条に規定する在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第 2 条 給与条例第11条の 3 第 1 項の知事が人事委員会と協議して定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第15条第 1 項に規定する要介護者の住居
- (2) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の住居（職員が単身赴任手当の支給を受けている場合に限る。）
- (3) 前 2 号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第 3 条 給与条例第11条の 3 第 1 項の知事が人事委員会と協議して定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間条例第 8 条の 3 第 1 項に規定する超勤代休時間又は給与条例第14条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1 箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第 4 条 給与条例第11条の 3 第 1 項の知事が人事委員会と協議して定める期間は、3 箇月とする。

(確認)

第 5 条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第11条の 3 第 1 項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第 6 条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給与支払管理者（給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）第2条に規定する給与支払管理者をいう。以下同じ。）を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給与支払管理者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第7条 職員が新たに給与条例第11条の3第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する知事が人事委員会と協議して定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、知事が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第178号

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和8年3月17日

鹿児島県知事 塩田康一

毒物劇物取扱者試験委員設置規程の一部を改正する規程

毒物劇物取扱者試験委員設置規程（昭和24年鹿児島県告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保健福祉部長」を「薬務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

鹿児島県公安委員会規則第6号

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の前日」を「適用日前」に、「し、当該異動を」「したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、同条第2項第2号中「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年鹿児島県公安委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項中「改正後の規則」を「鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則」に、「整備条例」を「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。（以下この項において「整備条例」という。））」に改め、「した日」の次に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日」を、「である」の次に「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）第 4 条第 9 項に規定する」を、「及び」の次に「整備条例附則第 7 条に規定する」を加え、同項を附則第 2 項とする。